

平成25年度第1回芦屋市指定管理者選定委員会
(海浜公園水泳プール) 会議要旨

日時	平成25年8月13日(水) 14:00~16:00
場所	芦屋市役所2階 第3会議室
出席者	委員長 朝沼 晃 副委員長 岡田 明 委員 遠藤 尚秀 委員 高原 利栄子 委員 比嘉 悟 事務局 米原 登己子 企画部長 宮崎 哲郎 行政経営課長 中村 尚代 社会教育部長 木高 守 スポーツ推進課長 権藤 弘之, 寺本 三恵子, 大西 貴和 スポーツ推進課職員
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開 < 部分公開とした場合の理由 > 公開することで、募集内容、審査要領、選定基準(配点)を、特定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付(岡田委員, 比嘉委員)
- (3) 中村社会教育部長あいさつ
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長, 副委員長の選出
- (6) 議題
 - ア 募集要項・業務仕様書について
 - イ 選定基準・審査要領について
- (7) 今後の会議日程

2 提出資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 募集要項, 仕様書(詳細内容は非公開)
- 資料3 提出書類(詳細内容は非公開)
- 資料4 選定基準(詳細内容は非公開)
- 資料5 審査要領(詳細内容は非公開)

3 委員の委嘱

芦屋市付属機関の設置に関する条例第2条に基づき委員の委嘱状を交付した。

4 会議の成立

委員5人全員が出席しており、芦屋市指定管理者選定委員会規則第3条第2項により会議は成立した。

5 委員長、副委員長の選出

芦屋市指定管理者選定委員会規則第2条第1項及び第2項により、委員の中からの互選で朝沼氏が委員長に選出され、同条第1項及び第4項の規定に基づき、朝沼委員長の指名により、岡田委員が副委員長に選出された。

6 審議内容

(朝沼委員長) 事務局より、募集要項、審査要領、審査基準の説明をいただき、各委員の意見をちょうだいしますのでよろしくお願いします。

(事務局：木高) 募集要項の説明(別紙、募集要項参照)

(朝沼委員長) 募集要項について質問はございませんか。

(岡田副委員長) これまでは、指定管理者が駐車場管理を行っていたけれども、駐車場管理業者に管理していただく代わりに、年間約500万円が指定管理者へ入ってくるといふ認識でよろしいでしょうか。

(事務局：木高) はい、そうです。

(事務局：中村) これまで駐車場管理については、指定管理者が管理しておりましたが、市議会からの提案もあり、駐車場の有効活用の観点から、社会教育施設の駐車場は24時間供用できるようにいたしました。

昨年より駐車場管理業者を選定してまいりまして、今年1月から、駐車場管理業者に管理していただいております。また、供用時間が延び、これまで指定管理者の収益にもつながってまいりましたので、昨年までの駐車場収益から算定した金額を年額保障ということでお支払いし、その他の余剰金については芦屋市に入るようになっております。

(朝沼委員長) 屋内プールと屋外プールについては、しっかりと分けられているのですか。

(事務局：木高) 行き来はできません。

(岡田副委員長) 現在の指定管理者での屋内プールの使用については、条例どおりではなく、年間とおして温水プールでの利用のようですが、現在の使用の仕方を今回の募集要項に反映しているのでしょうか。

(事務局：寺本) 条例どおりでは、7月8月は、屋内プールを温水ではなく冷水として利用し、かつ底上げを行うための赤台を敷き詰めて、子供用プールとして利用するのが本来の姿です。募集要項の内容は条例のとおりです。

現在の指定管理者は、屋外プールの3分の1を仕切って、赤台を敷いて使用し、子供用として使用することで、屋内プールを温水のまま年間通じて利用しています。このように、指定管理者の要望によっては、一定の手続きを経て募集要項の1ページにありますように供用日時を変更することも可能です。

年間温水プールを使用したいというお客様も多いです。

- (朝沼委員長) 屋外用の幼児用プールというのはどういったものですか。
- (事務局：寺本) 平成21年度に今の指定管理者が屋外プールとして年間使用することにしました。しかし、屋外プールには幼児用プールがないので、小さいプールですが、あずまの横に外付けで設置しました。そして、屋外の50mプールの3分の1に赤台を敷いて、もう少し大きい子供用として区分けしています。
- (岡田副委員長) 応募してくる指定管理者は、そのことを重々承知で応募してくるのでしょうか。
- (事務局：寺本) そうだと思います。
- (比嘉委員) なみはやドームは可動床で、床が50cmから2m以上変わります。岡田委員のおっしゃるとおり、業者が申し込む際に、事業展開をするかを考えるためにも子供用のものがどうなっているかを明示したほうが親切だと思います。
- (朝沼委員長) 次回の選定委員会の時には、施設の概要やパンフレットなどを配った方がよいかもしれません。
- (岡田副委員長) 視察はないのでしょうか。
- (事務局：木高) 今のところは予定しておりませんが、要望がございましたら準備させていただきます。
- (朝沼委員長) 次回の選定委員会に時間の余裕があれば、施設の見学、配置図や図面があればありがたいです。その他ございますか。
- (遠藤委員) 2点ございまして、1点目は募集要項7ページ「12 申請の手続」の「(1) 申請に必要な書類 (必要書類一覧参照)」の「ク 直近3年分の法人等の法人税申告書の写し、貸借対照表、事業報告書及び収支計算書又は損益計算書 (会計監査法人又は監査役会により監査を受けた場合、その監査報告書)」につきまして、貸借対照表以降の文章 () 内も含めて直近3年分がかかりますでしょうか。
- (事務局：木高) がかかります。
- (遠藤委員) わかりました。2点目は、財務データについてです。指定管理者の収入として、自主事業の「その他」の約800万円の収入というのはどういったものなんでしょうか。
- (事務局：寺本) 水中めがねなどの物品販売等になります。
- (朝沼委員長) 1,000万円から1,500万円くらいの目的外使用としての収入がありますが、駐輪場などでは、大規模修繕が予定されているようなので、指定管理者の収益の一定額をこれからおこる大規模修繕のための積立金としていただくなどしてはどうですか。今、すでになさっているのでしょうか。
- (事務局：木高) 今の指定管理者が収益に黒字が出たら、100万円を上限に市へ寄附するというので、今のところ毎年100万円市へいただいております。しかし、修繕積立金として募集要項に記載していませんでしたので、このたび金額は明示しておりませんが、項目として作りました。
- (事務局：中村) これまでは定額で100万円となっておりますが、指定管理が始まった当初は収益がそれほどなかったのですが、自主事業でこれだけの収益があるのであれば、定額100万円ということではなく、公募で提案していただくということで、今回の記載の仕方に変えさせていただきました。
- (朝沼委員長) 自主事業も、海浜公園水泳プールを利用した事業です。数年に1度の大規模修繕や全面の改築をすることになったときは、全て芦屋市の負担で、収益が全て指定管理に入るというのでは、ひっかかります。

- (事務局：木高) 施設の運営状況と芦屋市の修繕の持ち出しの比較となれば、芦屋市に一定額を納めていただくこともありかとおもいます。
- (遠藤委員) 寄附金の金額は、財務データの収支表には反映されていますでしょうか。
- (事務局：木高) しております。
- (朝沼委員長) 見ていると、自主事業でかなりの収益をあげておられます。ただ、企業努力なので、努力した分を全て市へいただくというかたちでは、やる気を削いでしまいます。
- (事務局：木高) 指定管理者が努力していただいているということで、B&Gの施設の事業では常に全国トップの評価を得ております。そのトップ評価を受けて、施設の修繕費の助成額が決まってきます。
- (朝沼委員長) B&Gから補助金が出ているのですか。
- (事務局：木高) 修繕助成として、助成金が出ます。
- (朝沼委員長) 指定管理者の業者は、第1回のときから同じ業者でしょうか。
- (事務局：木高) 1回目は連合体で、スポーツクラブNASと株式会社クリタス、2回目はスポーツクラブNASです。
- (高原委員) これまでの年度評価が行われていると思いますので、参考に見せていただいた上で、これからの5年間で、市側として取り組んでいただきたいことや、管理運営についてあれば教えてください。

資料配布

- (朝沼委員長) 募集要項について他に何かございませんか。
- (遠藤委員) これまでの5年間で課題等ございましたら、参考にお聞かせ願います。
- (事務局：木高) 自主事業の教室が多いため、一般市民の利用がしにくいとお聞きしてありました。公の施設なので、少なくとも2レーンは遊泳用として確保するよう指定管理者に伝えております。
- (遠藤委員) これまで指定管理を2期されているとのことですが、芦屋市としてはコミュニティとの関わりをもった事業を展開してほしいなど、芦屋市が誘導したい方向性があれば、今後の評価にもつながるので教えていただけますか。
- (事務局：中村) 4ページの「6 指定管理者が行う業務」の「(5) 施設を活用した事業の実施(指定管理者の自主事業)」の「イ事業の実施に当たって、事業計画を事前に市に提出し承認を得ること」にあります、「常日頃から市民利用者へのアンケート等のニーズ調査に努め・・・」のアンケートを参考にし、指定管理者からの提案を受けて、翌年度へ反映させていくつもりでおります。
- (遠藤委員) ニーズの反映はしていくとは思いますが、障がい者も楽しめる工夫をするなど、今後の評価にもつながりますので、我々の選定の際の資料として、評価基準を示していただけませんか。
- (事務局：中村) 指定管理者からの提案を受けた範囲の中で考えております。
- (遠藤委員) 指定管理者へ応募してくる業者で、一方は2,000万円の収益をあげている。かたや、福祉にスペシャリストを入れて事業を展開し、人件費がかかり、500万円の収益で、寄附金も50万円。といったときに、どちらを選ぶ方がよいのか。そういった方向性を示してほしいです。指定管理者が決まってからの年度評価にもつながります。

- (朝沼委員長) 聞いておいた方がいい問題などあれば、次回の選考委員会の際に方向付けられる点等について、ご検討いただけないでしょうか。続いて、審査要領について事務局より説明をお願いします。
- (事務局：木高) 審査要領説明
- (比嘉委員) 選考基準のところ、職員の安全に配慮するということは、研修を行う必要があると思うので、安全と研修の配点をあげてはどうでしょうか。業者も費用の関係で抜くとすれば、このあたりにもなってくると思うのですが、芦屋市としては重点項目としていくことも大事かと思えます。
- (朝沼委員長) 安全関係だけで独立した項目を作り、研修は配点を10点から20点に変更してはいかがでしょう。比嘉委員のおっしゃるとおり、配点をあげることで、応募業者も意識することになると思います。
- (岡田副委員長) 他の施設の採点の仕方というのは、だいたいこのような感じなのでしょうか。
- (事務局：米原) 指定管理の公募を行っているスポーツ施設はここだけです。採点の仕方参考になるものはございません。
- (岡田副委員長) プールという特殊なものですので、考慮した方がいいかもしれません。
- (比嘉委員) 熱中症対策など、体育の教師が事故を起こした際には、個人で訴えられることが多くなってきました。プールは命に関わるものですので、30cmあれば、溺れてしまいます。そこを一番に強調して業者を選ばないと、どうしても、効率などを優先してしまいます。
- (遠藤委員) 前回の選定の際と違っている点はあるのでしょうか
- (事務局：木高) 変わっている点は特にございません。
- (遠藤委員) 芦屋市民以外の利用者は多いのでしょうか。
- (事務局：木高) 利用者の7割は芦屋市民です。阪神間の市町で公の施設で温水プールを持っているのは芦屋市だけなので、近隣市から利用しにくる方も多いと思うのですが、利用者の7割は芦屋市民です。
- (朝沼委員長) 比嘉委員の意見も大事だと考えますので、「管理運営の取り組み方針」から取り出して、「安全への取り組み」などの独立した項目を作ることだけで、かなりのインパクトがあると思います。そうすることで、芦屋市の姿勢も応募者にアピールすることができると思います。管理運営の1つにしておくと思ってしまうと思います。配点についてはどうでしょうか。
- (比嘉委員) 配点については、お任せします。安全が前提にあって、楽しいにつながると思えます。安全の指導などをどうしているのか、判断材料に入れてほしいです。
- (朝沼委員長) 方針としては、委員の皆さんよろしいでしょうか。独立した項目を作る。そういう方向で、整理していただいて、事務局の方でご検討いただけますでしょうか。次回の委員会にて提案いただく。それまでに、各委員に確認をいただいていたらスムーズに行くと思います。
- (岡田副委員長) 5名の委員で採点をすると思いますが、1番上と1番下をはずすようなことはしないのでしょうか。
- (朝沼委員長) 今までの実績から申しますと、そういった意見は出ましたが、全ての総合点ですべてしております。
- (朝沼委員長) それでは、本日の会議を終えたいと思いますが、次回の日程だけを調整して終了したいと思います。